

文教厚生常任委員会報告

文教厚生常任委員会の報告を行います。

2月27日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、条例制定6件、損害賠償の額を定めることについて1件です。

3月2日、委員会を開催し、所管する担当部課職員の出席を求め、慎重に審査した経過と結果について、ご報告いたします。

「議案第10号 上野原市上野原簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」は、簡易水道組合13組合の水質管理手数料の額を、各専用給水装置等につき、月額650円とするものです。

「議案第11号 上野原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、放課後児童支援員の研修終了に係る経過措置について、令和4年3月31日まで延長するものです。

委員からの、支援員は何名いるのか、また、研修の期間はどのくらいか、という質問については、令和2年4月の見込みで支援員が19名で、支援員を補助するアルバイトもいるとのことで、研修の期間は、6日間で1コースとなっているとの説明がありました。

また、委員からは、研修を受講することができる上野原市の枠を増やしてもらえよう、県に要望してもらいたいという意見が出されました。

「議案第12号 上野原市ホームヘルパー派遣手数料条例を廃止する条例制定について」は、老人福祉法の一部改正により、ホームヘルパー派遣事業を老人福祉法第10条の4に規定する措置として再定義するため、条例を廃止するものです。

「議案第13号 上野原市教職員住宅条例の一部を改正する条例制定について」は、入居者資格を見直し、教職員以外の入居ができるようにし、老朽化により利用が不可能な教職員住宅を解体したものについて条例から削除するものです。

委員からの、西原の教職員住宅について、移住者向けに活用する考えはないのか、という質問については、現在の西原教員住宅は老朽化が激しく、改修に費用がかかりすぎるため、いずれは解体を考えている、とのことです。

また委員からは、入居可能な市営住宅は限られているため、生活困窮者の一時的

なセーフティネットの意味合いからも、教職員住宅の利活用を考えてもらいたい、との意見が出されました。

「議案第14号 上野原市公民館条例の一部を改正する条例制定について」は、公民館運営審議会委員を除いた公民館長等職員の身分が、非常勤特別職から会計年度任用職員となるため、任期・報酬等の項から削除するものです。

「議案第15号 上野原市文化財保護条例及び上野原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、文化財保護指導委員を新たに設置するため、文化財保護条例を改正するとともに、非常勤特別職として、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に報酬の額を加えるものです。

委員からの、今後の見通しとして、館長以外に主事や書記を配置する予定はあるのか、という質問については、今のところ現状の体制のままで、主事や書記を配置する予定はないとのことでした。

「議案第43号 損害賠償の額を定めることについて」は、子育て保健課職員が研修時、山梨県看護協会駐車場に公用車を駐車する際に、駐車していた車両に衝突し、相手方車両前部を破損した事故によるものです。

以上、当局提出7案件について、採決を行った結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、委員から、感染症対策を含めた病院運営について調査すべきとの意見があり、閉会中の視察調査をすることに決定しましたが、その後、依然として新型コロナウイルス問題が先行き不透明である状況を鑑み、今回は閉会中の視察を見送ることとしました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。